

南阿蘇村商工会

■村商工会青年部通常総会の開催

4月13日、村商工会青年部通常総会が久木野山水苑にて開催されました。総会には、部員12人、来賓3人が出席されました。大津青年部長の開会のあいさつ後、産業観光課の倉岡課長よりご祝辞を賜り、総会に華を添えていただきました。

議事では、平成29年度事業報告・収支決算および平成30年度の事業計画案・収支予算案が原案どおり全会一致で承認されました。

総会終了後の懇親会では、吉良村長にもご臨席を賜り、終始なごやかなムードで新年度がスタートしました。

■ライブイベントへの出店を行いました！

4月15日に益城町グランメッセ熊本にて開催されたライブイベント「GAMMADASE KUMAMATO 2018」に村商工会青年部が出店しました。

本イベントには、震災を受けた熊本が次なるステップである「復興」に向けてみんなで頑張っているという力強いメッセージが込められています。



村商工会青年部では、村の名物である、あか牛の串焼き、久木野そばを販売しました。また、西原村高森町、益城町、御船町、阿蘇市の商工会青年部も出店し、共同ブースとしてわたがしも販売しました。

当日の天候は曇り空が広がり肌寒かったせいか、温かい久木野そばを求める来場者が長蛇の列を作りました。

早朝から準備を行い、日付が変わる夜遅くまで販売を行っていた青年部員は疲労困憊。フラフラになりながらも商品を売り切った村へ帰ることができました。

南阿蘇



Vol.61

「民事訴訟管理センター」からの架空請求ハガキは無視してください！

「民事訴訟管理センター」からハガキが届いても、決して相手に連絡をせず、支払わずに無視してください。最近、ハガキに個人情報保護シールを貼って、本物っぽく見せていますが、詐欺です。南阿蘇村でも数名の人が、ハガキが送られてきたことを、教えてくださいました。幸い、相手方に電話はかけていませんでした。

と、プリペイドカードを30万円分用意するように言われたので、コンビニで購入し、券面の番号を教えた。後日、弁護士から電話があり、「大変なことになった。相手が裁判を取り下げないと言っている。未納金は150万円だ。お金を準備しなければ、あなたの弁護士は出来ない。いくらなら用意できるか。裁判になれば、もっと莫大なお金がかかる」と言った。再度、「総合消費料金とは何か」と尋ねたが、弁護士は「裁判を取り下げないと分からない」と言った。この話は本当なのか。

【事例】

「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」というハガキが届いた。内容は、料金が未納となっており、支払先の会社から民事訴訟の訴状が提出され、連絡がない場合は、給料等を差し押さえるというものだった。全く心当たりがなかったので、ハガキにあった取り下げの相談窓口で電話をした。「総合消費料金とは何か」と尋ねると、窓口は「答えられない。弁護士に相談せよ」と言った。教えられた弁護士に連絡する

最後まで、お読みいただけましたか？随分、長いやりとりですね。もちろん、すべて真つ赤な嘘です。どうして内容が分からない料金でも支払おうとしてしまうのか？これは、相手方から矢継ぎ早に指示され、冷静に考える時間を与えられず、上手に誘導されてしまうからです。絶対に、あやしいところに電話してはいけません。お困りの時には、南阿蘇消費者相談室67・2244まで、ご連絡ください。

【お問い合わせ】
南阿蘇消費者相談室
Tel (67) 2244
相談日 火曜・木曜日
午前10時～午後3時
旧久木野庁舎
※巡回相談日を除く